

体育会館・温水プールの利用における市外料金導入のお知らせ

一部の公共施設について、空いている利用枠を市外利用者でも予約できるよう利用ルールを見直します。見直しに伴い公平性の観点から市外利用者の方に対しては、新たな料金設定を導入します。

導入時期 令和4年10月1日(土)より

対象施設・市外改定率

市内在住・在勤・在学の方を除く、市外利用者の料金が以下のとおり改定となります

対象施設	全体育会館・温水プール
改定対象	<ul style="list-style-type: none"> ●代表者が市外在住である団体（団体使用） ●市外在住の個人（個人使用）
市外改定率	市内料金の2倍



【市内の定義】

- (1)横須賀市内に住所を有する方
- (2)横須賀市内の事務所または事業所に勤務する方
- (3)横須賀市内の学校に通学している方